

CORPORATE NEWSLETTER

2020年10月号 (Vol.37)

- 会社法 -

令和元年改正会社法に係る法務省令案等の公表 2021年3月1日施行への実務対応の留意点

- ・ はじめに
- ・ 取締役に関する改正
- ・ 株主総会に関する改正
- ・ その他に関する改正

森・濱田松本法律事務所

弁護士 邊 英基

TEL. 03-6266-8721

hideki.ben@mhm-global.com

Key Points

- 改正法の施行予定日は原則2021年3月1日。ただし、株主総会資料の電子提供制度の創設関係は2022年度中の施行予定
- 2021年3月1日施行予定部分のうち以下に関する改正対応については特に留意が必要
 - ・ 取締役の報酬
 - ・ D&O 保険
 - ・ 事業報告・株主総会参考書類の記載事項の追加
- 3月決算(6月総会)の会社においては、原則2021年6月総会について新法の適用がある。12月決算(3月総会)の会社においても、一部2021年3月総会について改正法の適用がある

・ はじめに

法務省は、2020年9月1日、会社法の改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集(パブリックコメント)を実施しました(受付締切日は同月30日)。意見募集要綱の中で、法務省は、2019年12月11日に公布された「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律70号。以下「改正法」といいます。)及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律71号)の施行日を原則として2021年3月1日とすることを予定している旨、株主総会資料の電子提供制度の創設等に関する部分は2022年度中の施行を予定している旨、商業登記法における印鑑の提出義務を定める規定の削除に関する部分は、2021年

CORPORATE NEWSLETTER

2月15日の施行を予定している旨を公表しています¹。

パブリックコメントにおいては、様々な意見が寄せられているようであり²、今後、これらの意見を踏まえて改正省令案等の変更や解釈の明確化がされることも考えられるところですが、本ニュースレターでは、パブリックコメントに付された改正省令案等の内容に基づき、上記の2021年3月1日(予定)施行への実務対応について、改正法の内容³についても簡単に触れながら解説いたします。

・取締役に関する改正

1. 取締役の報酬に関する改正

(1) 報酬の決定方針の義務付け

ア 概要

改正法は、指名委員会等設置会社ではない上場会社等の取締役会に対して、取締役(監査等委員を除く)の個人別報酬の決定方針の決定を新たに義務付けることとしました(法361条7項)。「上場会社等」とは、以下のいずれかに該当する会社です。指名委員会等設置会社は、すでに個人別報酬の決定方針が義務づけられているため(法409条1項)対象とはされていません。

監査役会設置会社(公開会社かつ大会社)であり、発行する株式について
有価証券報告書の提出義務がある会社
監査等委員会設置会社

改正省令案では、この個人別報酬の決定方針の具体的な内容が概要以下のとおり定められています(施98条の5)。

個人別報酬の次の事項の決定に関する方針

- (i) 業績連動報酬に係る業績指標の内容及び額又は数の算定方法
- (ii) 非金銭報酬(株式報酬・ストックオプションを含む。)の内容及び額若しくは数又はその算定方法
- (iii) その他の報酬の額又はその算定方法
- (iv) 個人別報酬における各種類(業績連動報酬、非金銭報酬、その他)の割合

報酬付与の時期・条件の決定に関する方針

個人別報酬の内容の決定方法

¹ 本ニュースレターにおいては、会社法を「法」、会社法施行規則を「施」、会社計算規則を「計」として表記しています。また、公表された法務省令案を「改正省令案」と表記しています。条項の番号は改正法及び改正省令案による改正後のものを使用しています。

² 例えば、一般社団法人日本経済団体連合会は、その意見をHPに掲載しています(<http://www.keidanren.or.jp/policy/2020/088.html>)。

³ 改正法の内容については、[本ニュースレター2019年12月号\(Vol.31\)](#)もご参照ください。

CORPORATE NEWSLETTER

- 代表取締役等に委任をすることとする場合には、委任を受ける者、委任権限及び(もしあれば)権限の適切な行使のための措置の内容
その他個人別報酬の内容の決定に関する重要な事項

上記の決定方針の決定は、取締役会で決定しなければならず、各取締役等に委任することは認められていません。したがって、任意の報酬委員会等に諮問の上で決定することは可能ではありますが、当該報酬委員会等に決定自体を委任することはできません。また、決定が義務付けられている会社においては、決定方針を決定しないで付与した報酬、決定方針の内容に違反して付与した報酬は無効と解される点にも留意が必要です。

加えて、株主総会に報酬議案を上程する際には、当該議案が可決された後に予定している決定方針の内容は、「相当とする理由」の一内容として株主総会で説明をする必要があります(法 361 条 4 項)、その説明の内容は株主総会参考書類にも記載が必要となります(施 73 条 1 項 2 号)。さらに、決定方針に関する一定の事項は、下記(4)のとおり事業報告における開示の対象ともなります(施 121 条 6 号)

イ 施行対応

報酬の決定方針の義務付けについては、特段の経過措置が定められておりません。したがって、義務付けの対象である上場会社等の取締役会においては施行と同時に決定方針の決定が必要となります。施行前に方針について決定した取締役会の決議は施行後も引き続き有効であると解されますので、施行日までに前もって決定方針について取締役会において決議しておくことが望ましいといえます。

また、株主総会における説明義務についても、特段の経過措置が定められていないため、施行後に開催される株主総会に報酬議案の上程をする場合には、当該株主総会において、予定している報酬の決定方針の内容を説明する必要があります。また、その場合には、取締役会による招集決定及び招集通知の発送が施行日前(例えば、2021年2月)であっても、株主総会の日が施行後であることから、その株主総会参考書類においては、当該説明内容を記載しておく必要がある(施 73 条 1 項 2 号)と考えておくことが無難です⁴。

事業報告に関しては、下記(4)をご参照ください。

⁴ 改正省令案においては、株主総会に係る株主総会参考書類の記載についての経過措置として、改正省令案附則 2 条 6 項から 8 項までに定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された株主総会に係る株主総会参考書類の記載については、なお従前の例によることとされています(改正省令案附則 2 条 9 項)。施 73 条 1 項 2 号は改正省令案による改正の対象ではなく、同号に基づく報酬の決定方針の内容の説明の記載は、改正法による改正の効果として必要となるものです。したがって、改正省令案附則 2 条 9 項の適用対象ではなく、当該改正法による改正について経過措置が定められていない以上、本文記載のとおり解される可能性があると考えられます。

CORPORATE NEWSLETTER

(2) 株式報酬・ストックオプション議案の決議事項の明確化

ア 概要

改正法は、取締役・執行役に株式報酬・ストックオプションを株式会社が交付しようとする場合の定款又は株主総会決議・報酬委員会による決定事項を正面から規定することとしました（法 361 条 1 項 3～5 号、409 条 3 項 3～5 号）。

その詳細については、法務省令に委任されており、改正省令案を踏まえるとそれぞれの決定事項の概要は、以下のとおりとなります。

株式報酬議案

（法 361 条 1 項 3 号、5 号イ、施 98 条の 2、98 条の 4 第 1 項、法 409 条 3 項 3 号、5 号イ、施 111 条、111 条の 3 第 1 項）

株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）の上限⁵

株式の譲渡を禁止するときはその旨及び譲渡禁止解除事由の概要

株式の没収事由があるときはその旨及びその概要

その他付与の条件の概要

ストックオプション報酬議案

（法 361 条 1 項 4 号、5 号ロ、施 98 条の 3、98 条の 4 第 2 項、法 409 条 3 項 4 号、5 号ロ、施 111 条の 2、111 条の 3 第 2 項）

新株予約権の数の上限⁶

新株予約権の目的である株式の数又はその算定方法

新株予約権の行使に際する出資財産の価額又はその算定方法

金銭以外を出資財産とするときはその旨及び当該財産の内容・価額

行使期間

行使についての資格要件があるときはその概要

その他の行使条件の概要

新株予約権の譲渡承認を要するときはその旨

新株予約権に取得条項を付すときはその内容の概要

その他付与の条件の概要

イ 施行対応

施行前に得ていた株式報酬・ストックオプション報酬の授権枠についての株主

⁵ 指名委員会等設置会社における報酬委員会による決定の場合には、「上限」ではなく数を定める必要があります。

⁶ 指名委員会等設置会社における報酬委員会による決定の場合には、「上限」ではなく数を定める必要があります。

CORPORATE NEWSLETTER

総会の決議が、施行によっても引き続き有効であるかについては確認をする必要があります。施行前の株主総会の決議であったとしても、改正後の決定事項を網羅した形での決議であれば施行後も引き続き有効であると解されます。もっとも、株式数の上限を定めない形の決議であったり、株式・新株予約権に関する事項が決議の対象ではなく参考情報として株主に提供されているに過ぎない場合には、施行後に再度取り直す必要があると考えられます。

なお、改正法による改正前の規定によって生じた効力は妨げないものとされていますので（改正法附則 2 条ただし書）施行前に交付された株式報酬やストックオプションについては施行によっても特段の影響はないものと解されますが、事後交付型の株式報酬等については個別に検討を要する場合があると考えられます。

(3) 株式報酬の無償発行・0円ストックオプションの発行解禁

改正法は、上場会社が取締役・執行役に対して報酬として付与する場合には、株式を無償で発行することや、行使価額を0円とする新株予約権を発行することを許容することとしました（法 202 条の 2、236 条 3 項、4 項）。改正省令案においては、無償で株式を発行した際の資本金等の計上ルールの特則についての詳細な規定が定められています（計 42 条の 2、42 条の 3、54 条の 2）⁷。

本改正は、改正法によって新たに設けられた制度ですので、施行後に株式を無償で発行したり、行使価額を0円として新株予約権を発行しようとする限り施行に際する特別な対応は不要といえます。

(4) 事業報告による開示の充実

ア 概要

改正省令案においては、公開会社の事業報告における会社役員の報酬の開示項目が充実化されています。これは、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」の内容を踏まえたものです。具体的な改正点の概要は、以下のとおりとなります。

報酬の種類別の総額 （施 121 条 4 号）	➤ 業績連動報酬、非金銭報酬、その他の報酬の三種類 での各総額開示
業績連動報酬に関する事項 （施 121 条 5 号の 2）	業績連動報酬の額又は数の算定の基礎として選定した株式会社の業績指標の内容及び当該指標を選定した理由 業績連動報酬の額又は数の算定方法

⁷ 会計処理等に関しては、企業会計基準委員会は、2020 年 9 月 11 日に実務対応報告公開草案第 60 号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等を公表し、同年 11 月 11 日までコメントを募集しています。

CORPORATE NEWSLETTER

	業績連動報酬の額又は数の算定に用いた業績指標の数値
非金銭報酬に関する事項 (施 121 条 5 号の 3)	➤ 非金銭報酬の内容
報酬決議に関する事項 (施 121 条 5 号の 4)	法 361 条 1 項の株主総会の決議の日(又は定款変更の日)の概要 当該決議の内容 当該定めに係る会社役員の数
報酬の決定方針に関する事項 (施 121 条 6 号、6 号の 2)	取締役(監査等委員を除く)の個人別報酬の決定方針を定めている場合には、次に掲げる事項を開示 (施 121 条 6 号) (i) 当該方針の決定の方法 (ii) 当該方針の内容の概要 (iii) 当該事業年度に係る個人別報酬の内容が当該方針に沿うものであると取締役会(指名委員会等設置会社においては、報酬委員会)が判断した理由 各会社役員報酬の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を上記以外に定めているときは、当該方針の決定の方法及びその内容の概要(同条 6 号の 2) (監査役、監査等委員等の報酬の決定方針などを定めているとき)
取締役会の決議による報酬の決定の委任に関する事項(施 121 条 6 号の 3)	➤ 取締役(監査等委員を除く)の個人別の報酬の内容に係る決定を代表取締役等に委任している場合には、 (i) 委任を受けた者の氏名・地位・担当 (ii) 委任された権限の内容 (iii) 委任の理由 (iv) 権限が適切に行使するための措置(もしあれば)の内容
職務執行の対価として株式会社が交付した株式に関する事項 (施 122 条 1 項 2 号)	➤ 事業年度中に会社役員に交付した当該株式の数(種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)及び株式を有する者の人数(次の区分ごと) • 取締役・執行役(監査等委員・社外役員を除く) • 社外役員である社外取締役(監査等委員を除く)

CORPORATE NEWSLETTER

	<ul style="list-style-type: none"> • 監査等委員 • 取締役・執行役以外の会社役員 <p>➢ 現物出資構成によるものも開示対象</p>
職務執行の対価として株式会社が交付した新株予約権に関する事項 (施 123 条 1 号)	<p>➢ 相殺構成によるものも開示対象に含めることの明確化</p>

イ 施行対応

施行日以後にその末日が到来する事業年度に係る事業報告においては、上記拡充された開示事項について記載が必要と考えられます（改正省令案附則 2 条 11 項参照）。したがって、3 月決算（6 月総会）の会社においては、2021 年の総会に係る事業報告について改正法の適用があることとなる点については留意が必要です。

2. 会社補償・D&O 保険に関する規律の新設

(1) 会社補償に関する規律の新設

ア 概要

会社補償とは、一般的に、役員等が責任追及等の対応に要した防御費用・損害賠償金（和解金含む）を会社が補償することをいいます。改正法は、株式会社が役員等（取締役、執行役、監査役、会計監査人、会計参与をいい、以下(1)において同じです。）との間で補償契約を締結して行う会社補償について規定を新設しました（法 430 条の 2）。

会社補償については、これを適法に行うための手続や補償の範囲などが明確でない旨指摘されていましたが、改正法による規定の新設後は、相当程度明確化されます。

手続については、補償契約の内容は取締役会決議（取締役会非設置会社は株主総会決議）により決定しなければならないものとされ（法 430 条の 2 第 1 項）、指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社であってもこれを委任することは認められません（法 399 条の 13 第 5 項 12 号、416 条 4 項 14 号）⁸。また、実際に補償をした場合には、取締役会に報告をしなければならないものとされました（法 430 条の 2 第 4 項）。

補償可能な範囲は、防御費用か損害賠償金・和解金かで異なることとされ、概要として以下のとおりとなります（法 430 条の 2）。

⁸ なお、利益相反取引規制については適用除外とされています（法 430 条の 2 第 6 項）

CORPORATE NEWSLETTER

	防御費用の補償	損害賠償金・和解金の補償
補償対象者の 善意無重過失	不要（注1）	必要（注2）
責任の性質	限定なし	第三者への損害賠償責任（注3）
額の限定	通常要する費用の額に限る	限定なし

（注1）補償対象者に凶利加害目的がある場合には、会社は返還請求することができる。

（注2）加えて、補償対象者が会社に対して任務懈怠責任を負うことになる部分は補償対象外。

（注3）会社に対する損害賠償金、罰金・課徴金は対象外。

また、改正省令案において、役員等との間で補償契約を締結している場合には、事業報告において以下の事項の開示が必要とされました（施 121 条 3 号の 2～3 号の 4、125 条 2 号～4 号、126 条 7 号の 2～7 号の 4）。

当該役員等の氏名又は名称

当該補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該役員等の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じているときは、その措置の内容を含む）

当該役員等に対して補償契約に基づき防御費用を補償した株式会社が、当該事業年度において、原因となった職務の執行に関し、当該役員が法令に違反したこと又は当該役員等に責任があることを知ったときは、その旨
当該事業年度において、株式会社が当該役員等に対して補償契約に基づき損害賠償金・和解金を補償したときは、その旨及び補償した金額

加えて、改正省令案においては、役員選任議案に係る株主総会参考書類において、候補者との間で補償契約を締結しているとき又は締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要を記載することとされました（施 74 条 1 項 5 号、74 条の 3 第 1 項 7 号、75 条 5 号、76 条 1 項 7 号、77 条 6 号）。

イ 施行対応

新設される法 430 条の 2 の規定は、施行後に締結された補償契約について適用があるものとされております（改正法附則 6 条）。施行前に締結していた補償契約については、施行によってその効力が失われるということではありませんが、補償可能な範囲など補償契約に関する解釈は現行法上不明確であるため、法的処理の明確化の観点からは、施行後に改めて締結することが望ましいと考えられます。

なお、事業報告に係る規定は、施行日後に締結された補償契約について適用されることとされていますので（改正省令案附則 2 条 10 項）施行日後に補償契約

CORPORATE NEWSLETTER

を締結した場合には、その対応が必要となります。

加えて、改正省令案による改正後の株主総会参考書類に係る規定については、施行日後に締結される補償契約について適用されることとされています(改正省令案附則2条6項)。事業報告と異なり、施行日後に締結をしていなくても、締結「する予定がある」場合(施74条1項5号等)についても改正省令案による改正後の規定の適用があると解される点については、留意が必要です。

(2) D&O 保険に関する規律の新設

ア 概要

改正法は、D&O 保険に関する規定についても新設しました(法430条の3)。D&O 保険は、「役員等賠償責任保険契約」と定義され、その内容は以下のとおりとされています(同条1項)。

株式会社が、保険者との間で締結する保険契約のうち、役員等(取締役、執行役、監査役、会計監査人、会計参与をいい、以下(2)において同じです。)がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって役員等を被保険者とするもの

ただし、当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるものを除く。

改正省令案では、「当該保険契約を締結することにより被保険者である役員等の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして法務省令で定めるもの」として、概要以下のものが定められています(施115条の2)。

- (i) 株式会社の損害を填補することが主たる目的であるもの: PL 保険、CGL 保険など(1号)
- (ii) 役員等の職務上の義務違反による損害賠償責任又はその責任追及によって生ずる損害以外の損害を填補することを目的とするもの: 自動車賠償責任保険、海外旅行保険など(2号)

役員等賠償責任保険契約については、改正法においては、補償契約のように、その内容についての規制は定められていません。他方で、手続規制と開示規制については、会社補償と同様の規制が定められています。

まず、手続については、役員等賠償責任保険契約の内容は取締役会決議(取締役会非設置会社は株主総会決議)により決定しなければならないものとされ(法430条の3第1項)、指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社であっても委任することは認められません(法399条の13第5項13号、416条4項15

CORPORATE NEWSLETTER

号)⁹。

開示に関しては、改正省令案において、株式会社が役員等賠償責任保険契約を締結している場合には、事業報告において以下の事項の開示が必要とされました（施 121 条の 2）。

- 保険者の氏名又は名称
- 被保険者の範囲
- 当該役員等賠償責任保険契約の内容の概要（次を含む）
 - (i) 被保険者の実質的な保険料負担割合
 - 株主代表訴訟担保特約部分の保険料が会社負担であるか役員負担であるかにかかわらず規制の適用あり
 - (ii) 填補対象の保険事故の概要
 - (iii) 当該株式会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容

また、改正省令案においては、役員選任議案に係る株主総会参考書類において、候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しているとき又は締結する予定があるときは、その役員等賠償責任保険契約の内容の概要を記載することとされました（施 74 条 1 項 6 号、74 条の 3 第 1 項 8 号、75 条 6 号、76 条 1 項 8 号、77 条 7 号）。

イ 施行対応

新設される法 430 条の 3 の規定は、施行前に締結された D&O 保険契約について適用しないものとされており（改正法附則 7 条）。施行後に締結する場合には改正法の手続が必要となりますが、更新もこの「締結」に含まれると解される点には留意が必要です。

また、改正省令案による改正後の事業報告に係る規定は、施行日後に締結された役員等賠償責任保険契約について適用されることとされていますので（改正省令案附則 2 条 10 項）、施行日後に役員等賠償責任保険契約を締結（更新を含みます。）した場合に対応が必要となります。

加えて、改正省令案による改正後の株主総会参考書類に係る規定については、施行日後に締結される役員等賠償責任保険契約について適用されることとされています（改正省令案附則 2 条 6 項）。事業報告と異なり、施行日後に締結をしていなくても、締結（更新を含みます。）「する予定がある」場合（施 74 条 1 項 6 号等）についても改正省令案による改正後の規定の適用がある点については、特に留意が必要です。多くの上場会社においては、毎年更新が行われているところと思われますが、施行日後に役員選任議案を上程する場合において、D&O 保

⁹ なお、利益相反取引規制については適用除外とされています（法 430 条の 3 第 2 項）

CORPORATE NEWSLETTER

險の更新を予定しているときには、その D&O 保険契約の概要について株主総会参考書類に記載する必要があると考えられます。

3. 社外取締役に関する改正

(1) 業務執行の社外取締役への委託

ア 概要

改正法は、取締役会が社外取締役に業務執行を委託する場合には、社外取締役はその業務執行をしても社外性を失わないものとするセーフハーバールールを設けました（法 348 条の 2）。具体的には、以下の要件を満たす場合には、社外取締役は業務執行をしても社外性を失わないこととなります。

株式会社と取締役（指名委員会等設置会社においては、執行役。以下において同じです。）との利益が相反する状況にあること又は取締役の業務執行により株主の利益を損なうおそれがあること
取締役の決定（取締役会設置会社にあつては、取締役会の決議）によりその都度業務執行を社外取締役に委託すること
社外取締役が業務執行取締役（指名委員会等設置会社においては、執行役）の指揮命令を受けず業務執行すること

改正省令案では、本改正に伴う形式的な調整が施されています（施 2 条 3 項 6 号イ）。

イ 施行対応

施行後に本委託制度を利用するような場合でない限り、施行に際する特別な対応は不要であると考えられます。

(2) 社外取締役の義務付け

ア 概要

改正法は、「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務が課せられている上場会社等（監査役会設置会社（公開会社かつ大会社）であり、発行する株式について有価証券報告書の提出義務がある会社）に対して、説明義務に代えて社外取締役を置かなければならないものとししました（法 327 条の 2）。

改正省令案では、説明義務の廃止に伴い、「社外取締役を置くことが相当でない理由」について株主総会参考書類及び事業報告の記載事項から削除するなどしています（施 74 条の 2、124 条 2 項、3 項の削除等）。

イ 施行対応

施行の際に義務付けの対象となっている会社については、施行後最初に終了す

CORPORATE NEWSLETTER

る事業年度に関する定時株主総会の終結の時までは改正後の法 327 条の 2 の規定の適用は猶予され、現行法の説明義務の適用があることとされています（改正法附則 5 条）。したがって、例えば、3 月決算（6 月総会）の会社において施行日に社外取締役を 1 名も選任していない上場会社等については、2021 年 6 月の定時株主総会で選任をすればよいこととなります。

また、事業報告の記載に関して、施行日以後最初に終了する事業年度に係る事業報告においては、社外取締役を置くことが相当でない理由の記載が従前どおり必要とされています（改正省令案附則 2 条 11 項）。したがって、例えば、3 月決算（6 月総会）の会社で該当のある会社においては 2021 年 6 月の定時株主総会に係る事業報告では記載が必要となります。

・ 株主総会に関する改正

1. 株主提案権の拒絶事由の新設

(1) 概要

改正法は、取締役会設置会社における議案要領通知請求権について、当該議案の数が 10 個を超えたものは、その超える部分について拒絶することができる旨の規定を新設しました（法 305 条 4 項、5 項）。

なお、議案の種類によって、その数え方について特則が定められています。議案に応じた個数の数え方の概要は、以下のとおりです。

役員等の選任	種類・人数に関係なく 1 個（法 305 条 4 項 1 号）
役員等の解任	種類・人数に関係なく 1 個（同項 2 号）
会計監査人の不 再任	1 個（同項 3 号）
定款の変更	2 以上の議案については、それらについて異なる議決がされたとすれば当該議決の内容が相互に矛盾する可能性がある場合には 1 個とみなす（同項 4 号）
その他	1 議案について 1 個

共同提案があった場合には、株主ごとに個数を数えるものと解されており、例えば、A・B・C が共同で 3 個、A・D が共同で 5 個提案している場合には、A は残り 2 個、B・C は残り 7 個、D は残り 5 個提案することができるということとなります。

本改正は、あくまでも、拒絶することが「できる」というものですので、会社において拒絶せずに提案を受け入れることは可能と解されています。拒絶する場合には、以下のルールに従って 10 個を超えている部分（拒絶する部分）を決定

CORPORATE NEWSLETTER

する必要があります（法 305 条 5 項）。

株主が定めた優先順位に従う

株主が優先順位を定めない場合：会社が定める

- 定められた決定方法が恣意的な判断を許さない合理的な内容である必要あり
- 例えば、原則として提案株主が記載している順序に従って、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて決定するなど

(2) 施行対応

10 個を超えている部分（拒絶する部分）の特定方法についての定めを株式取扱規程等に規定しておくことが考えられます。ただし、「提案株主が記載している順序に従って、横書きの場合は上から、縦書きの場合は右から数えて決定する」といった程度のルールであれば、あえてあらかじめ株式取扱規程等に規定せずに、具体的な提案がなされた段階で会社がそのように優先順位を決定するという取扱いもあり得ると考えられます。

2. 議決権行使書面・委任状の閲覧謄写請求の拒絶事由の新設

(1) 概要

改正法は、株主名簿の閲覧謄写請求の拒絶事由に関する規定（法 125 条 2 項、3 項）と同様の規定を議決権行使書面・委任状の閲覧謄写請求についても定めることとしました（法 310 条 7 項、8 項、311 条 4 項、5 項、312 条 5 項、6 項）。

株主が議決権行使書面・委任状の閲覧謄写請求をする場合においては、当該請求の理由を明らかにしなければならず、株式会社は次のいずれかに該当する場合には拒絶することができることとなります。

請求者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき

請求者が当該株式会社の業務の遂行を妨げ、又は株主の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき

請求者が議決権行使書面等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき

請求者が、過去 2 年以内において、議決権行使書面等の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき

(2) 施行対応

改正法による改正後の規定は施行後に請求のあったものについて適用があります（改正法附則 4 条）。施行日までに閲覧謄写請求の請求書式等の変更要否に

CORPORATE NEWSLETTER

ついて確認しておくことが考えられます。

3. 事業報告・株主総会参考書類記載事項の追加等

改正省令案においては、事業報告と株主総会参考書類の記載事項の改正が予定されており、その内容と施行対応の概要については以下のとおりです。

< 事業報告 >

	内容	施行対応
親会社等との関係	親会社と当該株式会社との間の当該株式会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等の内容の概要（施 120 条 1 項 7 号）	施行日以後にその末日が到来する事業年度に係る事業報告から新法が適用（省令案附則 2 条 11 項） 3 月決算（6 月総会）の会社の 2021 年 6 月の定時株主総会に係る事業報告から記載が必要
社外取締役の役割	社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要（施 124 条 4 号ホ）	同上

（注）上記のほか、報酬については上記 1(4)、補償契約については上記 2(1)、D&O 保険については上記 2(2)、社外取締役を置くことが相当でない理由の削除については上記 3(2)参照

< 株主総会参考書類 >

	内容	施行対応
親会社等との関係	候補者が親会社等の関係者であるときの記載事項についての対象期間の延長（過去 5 年間 10 年間）（施 74 条 3 項 3 号、4 項 7 号、74 条の 3 第 3 項 3 号、4 項 7 号、76 条 3 項 3 号、4 項 6 号）	施行日以後最初にその末日が到来する事業年度に係る定時株主総会「までに開催される株主総会」についての株主総会参考書類についてはなお従前の例（省令案附則 2 条 7 項） 3 月決算（6 月総会）の会社は、2021 年 6 月の定時株主総会についての株主総会参考書類から新法が適用
社外取締役の役割	候補者が社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要（施 74 条 4 項 3 号、	施行日前に招集の手続が開始された（招集決定がされた）株主総会に係る株主総会参考書類につ

CORPORATE NEWSLETTER

	74 条の 3 第 4 項 3 号)	いてはなお従前の例（省令案附則 2 条 9 項） 12 月決算（3 月総会）の会社も招集決定のタイミング次第
株式交付	株式交付計画の承認に関する議案に関する記載の追加（施 91 条の 2）	施行後に株式交付を実施しない限り施行に際する特別な対応は不要

（注）上記のほか、報酬については上記 1(1)、補償契約については上記 2(1)、D&O 保険については上記 2(2)、社外取締役を置くことが相当でない理由の削除については上記 3(2)参照

・その他に関する改正

1. 株式交付制度の新設

(1) 概要

改正法は、自社の株式を対価として他の会社を子会社化する新たな手法として株式交付制度を創設しました（法 774 条の 2 以下）。改正省令案においては、事前開示事項の内容の詳細等について定められています（施 213 条の 2 等）。

(2) 施行対応

施行後に株式交付を実施しない限り、施行に際する特別な対応は不要と考えられます。

2. 責任追及等の訴えに係る訴訟上の和解の規律の整備

(1) 概要

改正法は、会社が取締役等に対する責任追及等の訴え（代表訴訟等）において訴訟上の和解を行う際に全ての監査役・監査等委員・監査委員の同意を得る必要があるものとししました（法 849 条の 2）。

(2) 施行対応

施行後に上記の訴訟上の和解をする場合には施行日前から係属している訴訟に関するものであったとしても新法の手続による必要があります。

CORPORATE NEWSLETTER

3. 株式の併合等における事前開示事項の見直し

(1) 概要

改正法は、全部取得条項付種類株式・株式の併合を用いたスクイズアウトにおける事前開示手続（法 171 条の 2、182 条の 2 第 1 項）の開示事項の見直すこととしています（施 33 条の 2 第 2 項第 4 号、33 条の 9 第 1 号口）。

より具体的には、端数の「処理の方法に関する事項」として、以下の事項が含まれることとされました。

競売又は任意売却のいずれをする予定であるか及びその理由
競売予定である場合には、競売の申立てをする時期の見込み（当該見込みについての取締役（取締役会設置会社にあつては、取締役会。と においても同じ。）の判断及びその理由を含む）
市場による任意売却予定である場合には、売却及び株主への代金交付の時期の見込み（当該見込みについての取締役の判断及びその理由を含む）
市場外での任意売却予定である場合には、

- (i) 買取予定者の氏名又は名称
- (ii) 買取予定者が代金の資金を確保する方法及びその相当性
- (iii) 売却及び株主への代金交付の時期の見込み（当該見込みについての取締役の判断及びその理由を含む）

(2) 施行対応

施行日前に株主総会の決議がされた場合については、旧法が適用されることとなっていますので（改正省令案附則 2 条 2 項、3 項）、施行後に株式の併合等の株主総会が予定されている場合には対応が必要となります。

4. その他

(1) 社債に関する改正

ア 社債管理補助者制度の新設

改正法は、社債管理者よりも簡易で裁量がない第三者による社債の管理制度（社債権者による社債の管理を第三者が補助する制度）として社債管理補助者制度を新設しました（法 714 条の 2 以下）。改正省令案においては、その資格に弁護士、弁護士法人が含まれることなどが定められました（施 171 条の 2 等）。

施行対応としては、社債の募集事項の内容について改正がされているため（法 676 条）、社債管理補助者を置かない場合であっても、施行後に社債の発行をする際には留意が必要です。また、既存の社債で社債管理者を定めていないものについては、社債管理者を定めないこととする旨の定めがあるものとみなされるた

CORPORATE NEWSLETTER

め（改正法附則 8 条 2 項）、社債原簿の修正等が必要となります。ただし、施行の際現に存在する社債券についてはなお従前の例によることとされており修正は不要です（同条 3 項）。

イ 社債の元利金の減免の明文化

改正法は、社債権者集会の決議（特別決議）により社債の元利金の減免をすることが可能であることを明文化しました（法 706 条 1 項 1 号）。

本改正については、現行法の解釈の明文化であり施行に伴う特段の対応は不要と考えられます。

ウ 社債権者集会の書面決議制度の新設

改正法は、社債権者集会について株主総会を参考にした書面決議制度を導入しました（法 735 条の 2）。改正省令案においては、書面決議の場合の議事録に関する規定が定められています（施 177 条 4 項）。

本改正については、施行後に書面決議を実施しない限りは特段の対応は不要と考えられます。

(2) 新株予約権の払込金額の登記の見直し

ア 概要

改正法は、新株予約権の登記に関して、新株予約権の払込金額を算式で定めた場合であっても、登記申請時にその金額が確定している場合には、算式ではなく金額を登記することとしました（法 911 条 3 項 12 号へ）。

イ 施行対応

施行前に登記申請がされた場合については、なお従前の例によるものとされています（附則 9 条）。施行後に登記申請する場合には、その発行が施行日前であったとしても新法による必要がありますので、留意が必要です。

(3) 取締役等の役員の欠格条項の見直し

ア 概要

改正法は、成年被後見人・被保佐人となっても取締役等の欠格としないこととしました（法 331 条 1 項 2 号の削除）。併せて、法的安定性・取引安全の観点から、就任に当たっては民法の趣旨を踏まえた十分な手続（本人と成年被後見人・保佐人の承諾・同意）の履行を必要とすることとし（法 331 条の 2 第 1 項～3 項）、就任後の取締役等としてした行為については行為能力の制限による取消しは認められないこととされました（法 331 条の 2 第 4 項）。

イ 施行対応

現行法では、取締役等が成年被後見人・被保佐人となった場合には欠格事由に

CORPORATE NEWSLETTER

該当することにより自動的に退任することとなります。新法の下でも、取締役等が成年被後見人となった場合には、欠格事由には該当しないものの、委任の終了によりその時点で退任するものと解されますが（法 330 条、民法 653 条 3 項）被保佐人については退任することとはならない点については一応留意をしておく必要があります。

（当事務所に関するお問い合わせ）
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com